

借受希望者（担い手）の募集について

●募集期間：

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

●募集区域：別紙 [公募地域一覧のとおり](#)

●募集方法：

- 別紙・[農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者の募集に関する要項](#)
- ・[借受希望申出書](#)
 - ・[借受希望申出取り下げ書](#)

●応募者の公表：

応募者の氏名又は名称、区域の内外及び新規参入の別、借受希望農用地等の条件（種別、面積及び作付けしようとする作物の種別）を、翌月以降、応募のあった月毎にホームページで公表します。

なお、借受希望者の登録有効期間は、公表日から翌事業年度の末日までです。（借受希望申出書に自動更新希望を明記すれば、特段、取下げがない限り、自動的に更新されるものとします）。

担い手の公募とは？

富山県農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）が、地域における貸付希望農用地等の情報を市町村等と共有し、借受希望者（担い手）へのマッチングを進める中で、借受希望者（担い手）に機構への登録をお願いするものです。

お問合せ先 ～お気軽にお問い合わせください。～

[最寄りの市町村](#) または

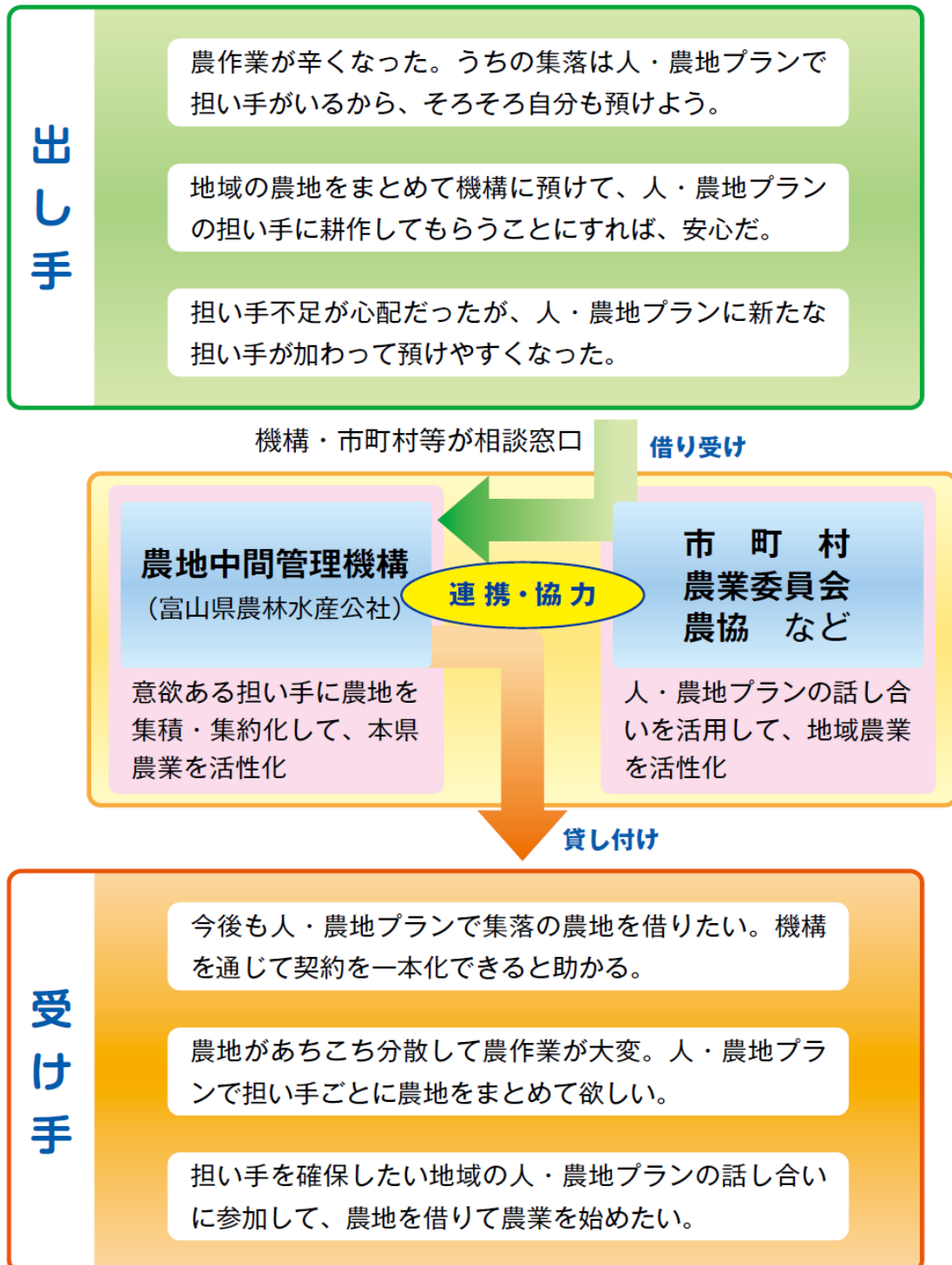
公益社団法人富山県農林水産公社

農地中間管理部（TEL 076-441-7395）

農地中間管理事業とは、こんな仕組みです！

農地中間管理機構（富山県農林水産公社）が、農地を貸したい農家（出し手）から中間的受け皿となって借り受け、意欲ある担い手（受け手）に貸し付けることで、地域の担い手に農地を集積・集約化する事業です！

このため、市町村等と連携・協力して、人・農地プランの地域の話し合いと併せて実施します。



事業の流れ（イメージ）

1

機構は、地域ごとに農用地等の借受希望者（担い手）の募集を行い、借受希望者の存否や借受希望の内容等を把握しておくとともに、応募の状況を公表します。

2

機構への農用地等の貸付け希望する地権者からの申し出に基づき、地域における農用地等の状況を踏まえ、農地中間管理権の設定に向けた調整を行います。

3

市町村が作成する農用地配分計画の案に基づき、機構において計画を決定し、県へ認可を申請します。

4

公社における縦覧（1週間）を経て農用地利用配分計画が認可・公告され、農地中間管理権に基づき、機構が地権者から農用地等を借り受けるとともに担い手に貸し付けます。

事業規程等

[富山県農地中間管理事業規程](#)

農地中間管理事業の[パンフレット](#)